

川崎市立高等学校体育部活動推進事業「技術講習会」に関する要綱

（趣 旨）

第1条 川崎市立高等学校における部活動の一層の充実・推進を図り、市立高等学校教育の充実に資することを目的として、体育部活動の全体的充実を図り、生徒一人一人の競技力の向上、スポーツマンシップの精神や生徒同志が協調・協力する態度を育成するとともに、教員の指導力の向上を図るために開催する技術講習会について必要な事項を定める。

（技術講習会）

第2条 技術講習会は、川崎市立高等学校の生徒及び教員を対象に、年間、6回程度開催する。
なお、種目、開催日、会場、講師、講習内容等については、「川崎市立高等学校体育部活動推進協議会」において協議し決定するものとする。
2 前項の規定により、講習会の開催が決定した場合には、当該講習会の担当責任者は、速やかに、様式第1号（技術講習会実施内容報告書）を教育委員会へ提出する。

（講 師）

第3条 講師は、前条第1項により決定するが、次に掲げる要件を満たす人物であると教育委員会が認めた者でなければならない。
(1) 学校教育や学校を取り巻く環境について理解があること。
(2) 指導する種目について、関係する資格を有するか、または、その経験が豊富であること。
(3) 人格が適切で、生徒を指導する能力を有すること。

（謝 礼）

第4条 教育委員会は、講習会の講師に対し、指導料として1講習会につき30,000円を限度として謝礼金を支払うものとする。なお、謝礼金の金額は、限度額の範囲内で教育委員会及び講師に委嘱されたものとで協議し決定する。
2 謝礼金の支払方法は、前項で決定した謝礼金額から、所得税源泉徴収税額を差し引いた金額を講習会終了後に支払うものとする。

（その他の事項）

第5条 この要綱によるもののほか、特に必要であると認める場合は、教育委員会で別途協議するものとする。

付 則

この要綱は平成16年7月1日から施行する。

この要綱の一部を改正し、平成19年4月1日から施行する。